後期高齢者保険

75歳以上の人や65歳以上の障害のある人が加入する後期高齢者医療保険

個人ごとの保険料額は7月中に送付します

今年度の保険料率が決定 後期高齢者医療保険料 問い合わせ医療助成・年金課

5(740)1108

県後期高齢者医療広域連合

得割額」の合計額で計算され の所得に応じて負担する「所 に課せられ、 保険料率について、一部変 保険料は被保険者一人一人 る「均等割額」と、前年せられ、全員が等しく負 (表₁)。

【保険料率と賦課限度額の見 旬に送ります。

賦課限度額を62万円から64割率を10・17%から10・49%、から5万1371円に、所得 均等割額を4万8855円 所得

> 【均等割額の軽減割合を変更】 円に変更しまし (表2)。

所得金額等」が本来7割軽減 割合を8・5割から7・75割 に、公的年金等控除額を8万 円で計算したとき、世帯内の 被保険者全員の所得が0円の 人の軽減割合を8割から7割 にそれぞれ変更しました(表 <u>3</u> 主と世帯内の被保険者)の「総 令和元年度中の世帯 (世帯

【軽減対象者を拡大】 象

者数の対象者について基準額者は33万円+52万円×被保険+28万5000円×被保険・2割軽減の対象 者は、

ます (表3)。

期高齢者医療制度の被保険者 保険の被扶養者であっ 社の健康保険などの被用者 【被扶養者であった人の軽減】 所得割額がかからず、 た人 後

できる場合は、 受けることができます 世帯の所得が低い方の軽減を ※被扶養者であった人でも、 方が適用されます ただし、両方受けることが 軽減割合の

2万5685円となります。割額が5割軽減され、年額となってから2年間は均等 は対象になりません。 康保険組合に加入していた人 なお、国民健康保険・国民健

3078 (326) 2021 対象者を拡充し

均等割と所得割、 賦課限度額や軽減対象者の拡大など大きく変更されます

保険料額決定通知書は7月中 ては次の通り。令和2年度の 更がありました。 内容につい

5 割軽減の対

市ホームページ はこちら

定して解消を図ります。

改定内容は、

下表の通りで

受診券を発送するとお知らせ

人と年度内に75歳になる人にの記事で、1~4月生まれの

人当たり

しましたが、

新型コロナウ

金を活用しながら、税率を改

足する見込みです。

この収支不足につ

いて、

基

す

特定健診の受診が無料」

「健診の費用をサポートし広報誌4月号13ページ

率では約4億9000万円不の納付には、元年度と同じ税

納付には、元年度と同じ税す。令和2年度の納付金額

受診券の発送を中止

平成29年度の普通調整交付では、市長や副市長など職員の給与費削減などで補填しての給与費削減などで補填しての給与費削減などで補填しての。 診を実施しないため、 診を実施しないため、4月の宣言の対象地域として特定健 ス感染症にかかる緊急事態

増加となります。

保険税額は平均7・

53 %

 \mathcal{O}

保険税の増額で収支不足の解消を図ります

問い合わせ 国民健康保険課

医療費の増加などによる収支不足は4億9000万円

人当たりの国民健康保険税は平均7・53%増加

玉

険税が改定

発送を取りやめています を検討します。 今後の発送予定分も含 乗付します。詳しくは市、情勢をみながら発送時期<500mmの発送時期 ムページへ。

の納付金額を決定。市は、医療費などの額を基に、・市町が運営しています。

市県県町がと

国民健康保険税が増額 医療費の増加などにより

国民健康保険事業は、

保険者から集めています。

医療費の増加などで、

県へ

ありません。民に直接負担を掛け

(に直接負担を掛けることは)国民健康保険被保険者や市

金を納めるため、

保険税を被

市は納付

しくは今後の広報誌などでお免制度を設ける予定です。詳の影響で収入が減った人は減 知らせ、 新型コロナウイルス感染症

ます。

の納付金額は年々増加してい

令和2年度からの改定税率など

国民健康保険税は「医療給付費分」 「後期高齢者支援金分」「介護納付金 分」の三つで構成されています。

「医療給付費分」は国保加入者が 医療機関にかかるときの費用です。 「後期高齢者支援金分」は後期高齢 者医療に係る保険給付費の約4割を

負担するため賦課されます。 「介護納付金分」は介護保険に係 る保険給付費の約3割を負担するた め賦課されます。「医療給付費分」 と「後期高齢者支援金分」は年齢に 関係なく国民健康保険加入者全員 に、「介護納付金分」は40歳から 64歳までの加入者のみに賦課され ます。また、加入者の収入、人数な どに応じ、「所得割」「均等割」「平 等割」の3種類を合計して賦課され ます。

区分		計費分 者全員)	後期高齢者支援金分 (加入者全員)		介護納付金分 (40 ~ 64 歳の加入者)	
	旧税率	新税率	旧税率	新税率	旧税率	新税率
所得割率 (%)	6.72% □	7.78%	2.67% [2.76%	2.62%	2.69%
均等割額(円/人)	2万6,800円口	▶ 2万9,000円	1万200円	▶1万200円	1万1,600円 [→1万1,600円
平等割額 (円/世帯)	2万600円[▶ 2万800円	8,000円 [> 8,000円	6,000円 [今 6,000 円
課税限度額	61 万円 口	63 万円	19万円 [7 19 万円	16万円 [⇒ 17 万円

所得割 所得に応じて賦課されます。保険税課税年度の前年の「総所得金額等」から基 礎控除33万円を除いた残りの所得額(マイナスになった場合は0円)に、所得割率を 掛けて算出した金額です。

均等割 国保加入者1人につき賦課されます。 国保加入世帯1世帯につき賦課されます。

月の伊隆料の11年七汁 表1

ı	宗の体例付り 引	异刀広			
	均等割額		所得割率	_	保険料額
	5万1,371円]	(総所得金額等〈注〉 — 33 万円) × 所得割率 10.49%	=	上限 64 万円

収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得 控除〈社会保険料控除、扶養控除など〉は含みません〉

伊险料束 (A和 2 . 2 年度) 表2

令和2・3年度	5万1,371円	10.49%	64 万円
平成 30・令和元年度	4万8,855円	10.17%	62 万円
	均等割額	所得割率	賦課限度額
₹ Z 休快科率(〒和 Z • 3 年度)			

表3 所得の低い人の軽減(令和2年度)

令和元年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が一定の金額以下の人は、均等割額が軽減されます。				
総所得金額	頁等(被保険者 + 世帯主)が次の基準以下の世帯	軽減割合(軽減後均等割額:年額)		
基礎控除額 (33万円)	世帯内の被保険者全員の各所得 (年金所得は控除額を80万円として計算)が0円	7割(1万5,411円)		
	上記以外	7.75 割 (注1) (1万 1,558円)		
基礎控除額 (33 万円)+28 万 5,000 円 (注2)× 被保険者の数		5割(2万5,685円)		
基礎控除額(33	万円) +52 万円(注3)×被保険者の数	2割(4万1,096円)		

- 本来は7割軽減ですが、特例措置により7.75割軽減となります。
- 令和元年度の28万円から拡充されました。
- (注3) 令和元年度の51万円から拡充されました。
- ※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内最大 15万円を控除し、軽減判定されます。